

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日)

目次

◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)

生産事業者の登録の失効(森林保全課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

◇公示 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(経営流通課)
獵銃等の取扱いに関する講習会の実施(生活保安課)

告示

鳥取県告示第百十一号

次に届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八条の二第二項に規定する用件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社マリイ 有限会社ラサカ大正堂	マリイ湖山店	鳥取市湖山町東一丁目一二三ほか

鳥取県告示第百十二号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
203	小林智明	岩美郡国府町大字宮ノ下四六〇	穂の採種並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	小林智明	岩美郡国府町大字大石

平成9年2月14日

報公県取鳥

平成九年一月十四日

鳥取県知事 西 鹿 岩 次

加 入 団	漁 索 の 団 介
浜 村 田 入 団	漁業災害補償法第八条第一項に規定する漁業

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで

2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成8年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以後法5条等届出以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合 計
件 数	4	0	3	1	1	9

- 1 平成8年度第3四半期末に出店調整の処理手続きが終了した案件の出店調整の処理
期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超えるもの	6月以内のもの	9月を超えるもの	12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	2	0	2	4

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

1 講習の種別及び受講対象者

県 取 報 公 3 田曜金 平成9年2月14日

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成9年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猶銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に
り交付して納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑